

第 2 期中期目標及び中期計画の策定について

○ 国立大学法人法において、中期目標及び中期計画の策定に際しては国立大学法人評価委員会の意見を聴取することが定められている。関連規定等は下記のとおり。

国立大学法人法

（中期目標）

第 30 条 文部科学大臣は、6 年間に於いて国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 教育研究の質の向上に関する事項

二 業務運営の改善及び効率化に関する事項

三 財務内容の改善に関する事項

四 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、評価委員会の意見を聴かななければならない。

（中期計画）

第 31 条 国立大学法人等は、前条第 1 項の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

3 文部科学大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

附帯決議

（衆議院・四）

「文部科学大臣は、中期目標の作成及び中期計画の認可に当たっては、大学の自主性・自律性を尊重する観点に立って適切に行うこと。」

（参議院・五）

「中期目標の実際上の作成主体が法人であることにかんがみ、文部科学大臣は、個々の教員の教育研究活動には言及しないこと。文部科学大臣が中期目標・中期計画の原案を変更した場合の理由及び国立大学法人評価委員会の意見の公表等を通じて、決定過程の透明性の確保を図るとともに、原案の変更は、財政上の理由など真にやむを得ない場合に限ること。」

文部科学大臣が行う国立大学法人等の中期目標・中期計画の素案の修正等について

1. 国立大学法人等の中期目標の策定に当たっては、独立行政法人のように主務大臣が一方的に策定し独立行政法人に対して指示するのではなく、あらかじめ国立大学法人の意見を聴き、これに配慮することとなっている（国立大学法人法第 30 条第 3 項）。

また、国は、国立大学法人法の運用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の特性に常に配慮しなければならないこととなっている（同法第 3 条）。

この点については、国立大学法人法の国会審議における附帯決議においても「中期目標の実際上の作成主体が法人であることにかんがみ、文部科学大臣は、個々の教員の教育研究活動には言及しないこと。文部科学大臣が中期目標・中期計画の原案を変更した場合の理由及び国立大学法人評価委員会の意見の公表等を通じて、決定過程の透明性の確保を図るとともに、原案の変更は、財政上の理由など真にやむを得ない場合に限り」と（平成 15 年 7 月 8 日参議院文教科学委員会）などとされている。

2. このような制度等を踏まえ、第 1 期における中期目標及び中期計画の素案については、大学等の意向を尊重し、文部科学大臣としては、以下について修正等を求めた。

(1) 国立大学法人法等の法律改正を要する事項など、文部科学大臣限りでは実施することができないため、文部科学大臣として中期目標に記載することにより責任をもって大学にその実施を求めることができない記述の修正

(2) 財政上の観点から修正の必要がある記述に関する修正・追加

- ① 多大な財政支出が見込まれ財源確保の目途が立っていない記述の修正
- ② 附置研究所等であって全国の研究者の共同利用を目的としており、共同利用に必要な経費を運営費交付金において措置しているものについては、共同利用を目的としていることが明確になるような記述の追加
- ③ 施設整備における P F I の推進の観点から、民間資金の円滑な受入を図るために文部科学大臣が認可する中期計画に P F I 事業を実施する旨の記述を追加

(3) 法令違反又は社会通念上著しく妥当性を欠くと認められる記述の修正

※ 大学共同利用機関法人についても同内容〔(2)の②を除く〕。

3. 第1期における中期目標・中期計画の修正の考え方については、第2期においても基本的に変わるところはないと考えられるが、「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて（通知）」（平成21年6月5日文部科学大臣より各国立大学法人学長及び各大学共同利用機関法人機構長あて通知）において示した内容の中期目標・中期計画の素案への反映状況等について確認し、真にやむを得ない場合には、素案の修正等を行う必要があることから、第2期における中期目標及び中期計画の素案については、別紙の基本的な考え方に基づいて修正等を求めることとする。

国立大学法人等の第2期における中期目標及び中期計画の素案の修正等の考え方

1. 国立大学法人等の第2期（平成22年度～27年度）における中期目標及び中期計画の素案については、以下について修正等を求めることとする。

- (1) 国立大学法人法等の法律改正を要する事項など、文部科学大臣限りでは実施することができないため、文部科学大臣として中期目標に記載することにより責任をもって大学等にその実施を求めることができないもの
- (2) 財政上の観点から修正等の必要があるもの
- (3) 6月5日付けで文部科学大臣が各法人に送付した「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて（通知）」に示した見直し内容にかんがみ、修正等の必要があるもの
- (4) 法令違反又は社会通念上著しく妥当性を欠くと認められるもの

2. なお、平成16年度から平成19年度までの業務実績に関する評価において改善事項の指摘等があった場合には、当該改善事項等の中期目標及び中期計画における取り扱いについて確認し、必要に応じ、各国立大学法人等に中期目標及び中期計画の内容について検討を求めることとする。

また、中期目標及び中期計画の内容が具体的なものとなっているかを確認し、必要に応じ、各国立大学法人等に中期目標及び中期計画の内容について検討を求めることとする。

第 2 期中期目標及び中期計画に対する修正等の意見

素案の修正又は検討を求める場合		国立大学法人		大学共同利用機関法人	
		修正	検討	修正	検討
(1) 法律改正を要する事項など、文部科学大臣限りでは実施することができないため、文部科学大臣として中期目標に記載することにより責任を持って大学等にその実施を求めることができないもの		0件	—	0件	—
(2) 財政上の観点から修正等の必要があるもの		0件	—	1件 (1法人)	—
(3) 「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて（通知）」に示した見直し内容にかんがみ修正の必要があるもの	① 各法人の目指す方向性が明らかになるよう、一層の個性化が明確となる中期目標・中期計画とすること	—	86法人 (一般論として)	/	/
	② 見直し内容等に沿って検討を行うこと	—	0件	—	7件 (4法人)
	③ 検討の結果を中期目標及び中期計画の素案や年度計画に具体的に盛り込むこと	7件 (6法人)	0件	0件	49件 (4法人)
	④ 具体的な取組内容を可能な限り明らかにすること等	—	37件 (22法人)	/	/
(4) 法令違反又は社会通念上著しく妥当性を欠くと認められるもの		0件	—	0件	—
(5) 平成16年度から平成19年度までの業務実績に関する評価において改善事項等の指摘があった場合（必要に応じ）		—	0件	—	0件
(6) その他、中期目標・中期計画の内容が具体的になっていないもの		/	/	—	7件 (4法人)

○その他、形式的な不備があるもの等について指摘。

中期目標に対する意見（原案）及び中期計画案へ文部科学大臣の 修正等意見が反映されなかった場合の対応について

○問題意識

文部科学大臣が修正（追加及び削除を含む。以下同じ。）又は検討を求めた記述について、中期目標に対する意見（原案）及び中期計画案へ反映されなかった場合、どのように対応すべきか。

○対応案

1. 文部科学大臣は、修正又は検討を求めた記述について、中期目標に対する意見（原案）及び中期計画案への反映状況を確認する。

修正を求めた記述・・・一部あるいは全部反映されていない場合は、法人に理由を求める。

検討を求めた記述・・・検討内容と中期目標に対する意見（原案）及び中期計画案等への反映状況について、法人に説明を求める。

↓

2. 法人の回答内容について国立大学法人評価委員会で審議をし、不十分と判断されるものは、必要な対応について文部科学大臣に対し意見を述べる。

↓

3. 文部科学大臣は、国立大学法人評価委員会の意見を踏まえ、所要の対応を行う。

修正を求めた記述・・・中期目標 文部科学大臣が、適切な内容に修正する。

中期計画 文部科学大臣は、適切な内容を確認した上で認可を行う。

検討を求めた記述・・・法人に改めて理由を確認し、基本的にそれを尊重する。